

料金表

相談・カウンセリング	1時間	4,400円(税込)
	1時間以上	6,600円(税込)
在宅療養のための環境調整	1件	5,500~33,000円(税込)
病院、診療所、施設の探索・紹介	1件	4,400円(税込)~
同行受診 (受診時間ではなく 準備などを含めた対応時間)	2時間	7,700円(税込)~
	3時間	12,100円(税込)~
	半日コース	22,000円(税込)~
	1日コース	55,000円(税込)~
	近所へのお散歩 リハビリコース	2,200円(税込)~
外出付添い (準備などを含めた対応時間)	2時間	16,500円(税込)~
	半日コース	33,000円(税込)~
	1日コース	77,000円(税込)~
	追加オプション① 役所、銀行、郵便局等の 手続きのお手伝い	2,200円(税込)
	追加オプション② 緊急対応	11,000円(税込)
	追加オプション③ 冠婚葬祭時のお化粧	2,200円(税込)
	役所、銀行、郵便局等の手続き代行	1回
傾聴マッサージ	30分	2,750円(税込)
傾聴ストレッチ	30分	2,750円(税込)
保健指導	1回	5,500円(税込)
その他 (ご要望により、対応可能な内容)	適宜、対応いたします	

※訪問にかかる交通費は別途料金

(JR下総中山駅より半径5km以内 一律1,100円) がかかります。

※同行受診、外出付添いにかかる交通費は利用者様負担となります。

※同行受診、外出付添いについては、介護量により差額が発生する場合があります。

※同行受診、外出付添いについては、キャンセル料がかかります。

同行受診: 当日のみ一律5,500円

外出付添い: キャンセル日までにかかった費用。当日の場合は、交通費以外全額。

※同行受診・外出付添いについては、時間帯により追加料金がかかります。

開始時間が8時より前の場合: 朝料金(+2,000円・税込)

終了時間が18時以降となる場合: 夜間料金(+3,000円・税込)

生活 & 医療の相談所 HODO☆YOI

~心と体にほどよい風を~

080-7450-4141
047-702-5577

URL <https://hodo-yoi.com>

営業時間 午前9時~午後7時 不定期

※月曜日 午後1時~午後7時は、事業所内にて相談対応

ホームページ



インスタグラム



生活 & 医療の相談所

HODO☆YOI

~心と体にほどよい風を~



代表
木暮みどり

全ての人が、どんなときも心豊かな生活を送れるよう柔軟にサポートします

私は看護師として病院や健康管理センターに勤務した後、地域で暮らす人々の健康、予防医療や退院後の療養生活の支援に关心を持ち、千葉大学大学院看護学研究科に進み、地域看護学を深めました。その後、千葉大学病院の患者支援部や外来において、退院支援、在宅療養に関する相談に対応してきました。また継続看護や退院支援、生活習慣病に関する研究、学生の教育にも携わってきました。

これらの経験を、医療から少し離れた生活の場で活かしたいと考え、地元、船橋市と市川市を中心、「HODO☆YOI」を開設しました。名称は、“頑張り過ぎず周りが見られるくらいの「程よい」生き方”に憧れて付けました。

病気の有無に関係なく、心豊かでいられるよう誠意をもって対応いたします。

● 保有資格

保健師・看護師・養護教諭・介護支援専門員・健康経営アドバイザー



HODO☆YOIとは

「生活と医療」を得意とした相談所です。
療養生活に困難を抱えられている方、健康そのものに不安のある方、介護保険制度や社会福祉制度等にはないサービスを必要としている方、
上手に医療と付き合いたい方などの相談に乗らせて頂きます。
相談者のお気持ちに寄り添い、眞の問題を見極め、
あなたにとっての最善を一緒に考えます。
相談の内容によっては、サービスの提供、
窓口の案内、病院や事業所の紹介等も行なっていきます。

事業所概要

事業所名	HODO☆YOI
所在地	〒272-0015 千葉県市川市鬼高3-13-1 Café ぱとふ内
所長	木暮 みどり
電話番号	080-7450-4141 047-702-5577
営業時間	午前9時～午後7時 ※月曜日 午後1時～午後7時は、事業所内にて相談対応。 ※事業所内の営業については、毎月、カレンダーをインスタグラムに掲載しています。
定休日	不定休
事業内容	更年期の症状や心身の悩み、在宅療養や介護・福祉についての相談対応。これらに伴うサービスの提供、紹介、窓口の案内。
対応エリア	船橋市、市川市 概ねJR下総中山駅から半径5km以内

利用方法

紹介の場合（病院・診療所・事業所等）

- ① 電話 ご担当者の連絡先を確認いたします。

- ② 患者様または利用者様へ当相談所を紹介頂き、直接電話するようお伝えください。

※患者様または利用者様が、当相談所での相談を希望されていることが必要です。

※患者様または利用者様から連絡がありましたら、ご担当者へ報告いたします。その後は、必要に応じて連携させて頂きます。

相談の場合（個人）

- ① 電話 相談依頼を受け付けます。

- ② 相談（対面または電話）

- ③ サービス提供

終了

※ ②より、料金が発生します。

